

最高裁判所(第三小法廷) 平成●●年(〇〇)第●●号 更正決定処分取消請求上告受理事件
国側当事者・国

平成21年11月17日不受理・確定

(第一審・名古屋地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号、平成20年12月11日判決、本資料258号-244・順号11102)

(控訴審・名古屋高等裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号、平成21年5月13日判決、本資料259号-87・順号11200)

決 定

申立人	甲
同訴訟代理人弁護士	太田 博之ほか
相手方	国
同代表者法務大臣	千葉 景子
同指定代理人	武藤 政男

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件を上告審として受理しない。
- 2 申立費用は申立人の負担とする。

第2 理由

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

平成21年11月17日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官 堀籠 幸男

裁判官 藤田 宙靖

裁判官 那須 弘平

裁判官 田原 睦夫

裁判官 近藤 崇晴